〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦一丁目14番2号

（一般社団法人）日本海事検定協会

理化学分析センター　危険性評価グループ宛て　　　　 　 　　　　　 TEL 045-772-1523

FAX 045-772-1535

**危険性評価試験申込書**

製 品 の 名 称 ：

（輸出時等に使用される製品を特定する名称）

物品の一般的名称：

（ペンキ、接着剤等の使用用途又は活性炭等の製品の通称）

試 験 項 目 名　：（ページ6及び7から選択ください）

　　　　　　　　：

|  |  |
| --- | --- |
| 試験物品の純度化学的成分組成 |  |
| 保管条件 |  |
| 取扱上の注意事項（試験実施時の安全上の注意事項） |  |
| 物 理 化 学 的 性 状 |
| 化学式 |  |
| ３８℃における外観 |  | 溶 | 水 |  |
| 融点（凝固点） | 　　　　　　　　　　℃ | 植物油 |  |
| 引火点・沸点等 | 　　　　　　　　　　℃ | 解 | アセトン |  |
| 密度（比重） |  | 性 | その他 |  |
| ｐＨ |  |  |  |  |
| 備考：不安定な場合はその変化形式及び生成物の名称。想定される危険性等。 |
| 試料返送先（下記申込みと異なる場合） |  |
| 報告書発行部数（未記入の場合は1部） |  |

（注）試験物品調査事項は、試験を適正に実施するために必要ですので正確に記入して下さい。（不明部分は未記入で結構です）。

提出した試験物質は、上記の通り相違ない事を保証し、標記試験を申し込みます。

　　年　　月　　日

住　　所：〒

　　　　：

会 社 名：

部 署 名：

担当者名：　　　　　　　　　　　　　 　印

電話及びＦＡＸ番号： TEL FAX



To:

NKKK Physical & Chemical Analysis Center

TEL: 045-772-1523

FAX: 045-772-1535

**APPLICATION OF TEST FOR DANGEROUS GOODS**

**Product Name：**

**Main ingredient or substance：**

**Common or Function name：**

**Name of Testing Item：**

**：**

|  |  |
| --- | --- |
| Purity and Ingredient of Material |  |
| Storage and Spillage disposal |  |
| Information for handling, hazard summary and Special protection |  |
| Physical and Chemical Properties |
| Technical name and a molecular formula |  |
| Appearance and odor at 38℃ |  |  |  |
|  | Solubility |
| Melting point | ℃ | In water |  |
| Boiling point | ℃ | In vegetable oils |  |
| Specific Gravity |  | In acetone |  |
| ｐＨ |  | others |  |
| Stability and Reactivity： |
| Sample return address： |
| Number of issue： |

### For the applicant

day／year／month：

Address ：〒

　　　　：

Company name：

Post：

Contact：

TEL： FAX：

危険物船舶運送及び貯蔵規則・危険性評価試験のご案内

**危険性評価試験と分類基準について**

**一般社団法人 日本海事検定協会 　　　　　　　　　　　　　理化学分析センター**

ご依頼いただく前に危険性評価試験の概要をご説明いたします。

**１． 危険物の分類**

 危険物は、その危険性の種類によって次のとおりクラス 1からクラス 9までに「分類」され、各クラスは更に「項目」に細区分される。別添１「危規則の分類・項目・等級」を参照。

クラス番号は、危険性の大小を現したものではなく危険性の種類を現すものであり、若干のクラス（クラス1、2、5.2、6.2及び7）を除き１つのクラスに該当する危険物はその危険性の大小によって３つの容器等級（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ： UN Packing group）に区分される。また、ある１つの危険物を特定する目的で、国連番号・品名・分類・項目・等級・隔離区分・副次危険性等級・容器等級がそれぞれ割り当てられる。

* 1. **分類：危険物船舶運送及び貯蔵規則第３条**

一　 火薬類 　： Explosives

二 　 高圧ガス 　： Gases

三　 引火性液体類　 ： Flammable liquids

四 　可燃性物質類 ： Flammable solids; subustances liable to spontaneous combustion;

substances which, in contact with water, emit flammable gases

五 　 酸化性物質類　 ： Oxidizing substances and organic peroxides

六 　毒物類 　： Toxic and infectious substances

七 　 放射性物質等　 ： Radioactive material

八 　 腐食性物質　　 ： Corrosives substances

九 　 有害性物質　 　： Miscellaneous dangerous substances & articles

［火薬類・引火性液体類・放射性物質等・腐食性物質・有害性物質には「項目」はありません］

**1.2　 容器等級**

 クラス1、2、4.1（自己反応性物質）、5.2、6.2及び7を除くクラスの危険物は、その有する危険性の大小によって、試験結果から次の３つの容器等級に区分される。

① 高い危険性を有するもの ･･･････ 容器等級Ⅰ

② 中程度の危険性を有するもの ･･･ 容器等級Ⅱ

③ 低い危険性を有するもの ･･･････ 容器等級Ⅲ

　なお、複数の危険性を有する危険物は、危険性優先順位基準に基づき上位の危険性をその危険物のクラスとし、他の危険性は副次危険性として評価・表示する。

**1.3 クラス、容器等級等を決定するための試験方法と判定基準**

 頻繁に運送されている危険物は、危険物リストに化学名等の固有名詞が記載されクラス、国連番号、容器等級等がそこに明示されているのでその品名を使用して運送しなければならない。一方、新規の又は初めて運送される危険物の場合は、その固有名詞が危険物リストに明示されていないので、一般的な危険性状を現した包括品名又はN.O.S.品名のうち当該危険物の性状を最も正確に現している品名を使って運送する。したがって、当該危険物がどのような危険性を有しているか正確に確認する必要があり、そのような場合には、国連勧告及びその別冊“Manual of Tests and Criteria, sixth revised edition ”に勧告されている試験方法及び判定基準に基づきクラス、容器等級等を決定する。これらの試験基準は、各運送モードの国際規則を介して各国の国内規則に採用されている。

 運送しようとする危険物のクラス等の決定は、一般的には日本も含め多くの国が荷送人の責任に任している。しかしながら、クラス1、クラス7、クラス4.1の自己反応性物質及びクラス5.2の有機過酸化物については、そのクラス、容器、運送条件等の決定に製造国主官庁の承認書が必要となる場合があるのでその場合は運送前に準備しておく必要がある。

**1.4 試験申し込みについて**

初めて試験ご依頼の際は、御記入後、事前確認をお願いいたします。

試料送付等の詳細はお申込み時にご案内させていただきます。

＊HP掲載、試験項目・試験申込書、本紙の検索手順

：日本海事検定協会ホームページを呼び出す→左側、赤いひし形標識の下の“CONTENTS”内

「分析のお申し込み」をクリック→下段、“分析申込書”下から2番目「国連勧告及び危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく危険性評価試験申込書」をクリック→開く又は名前を付けて保存しご利用ください。ダウンロードできない場合はご連絡ください。同等の物をメイル等でご提供させていただきます。**別添1 IMDGコードのクラスと危規則の分類・項目**

|  |  |
| --- | --- |
| IMDG Code Class | 危規則・告示の分類・項目 |
| Class 1 - Explosives(1.1～1.6) | 火薬類（等級1.1～1.6）  |
| Class 2 - Gases | 高圧ガス |
|  Class 2.1- Flammable gases |  引火性高圧ガス |
|  Class 2.2- Non-flammable , non-toxic gases |  非引火性非毒性高圧ガス |
|  Class 2.3- Toxic gases |  毒性高圧ガス |
| Class 3 - Flammable liquids | 引火性液体類 |
| Class 4 - Flammable solids; substances liable to spontaneous cimbustion; substances which, in contact with water, emit flammble gases | 可燃性物質類 |
|  Class 4.1- Flammable solids, self-reavtive substances, solid desensitized explosives and polymerizing substances. | 可燃性物質、自己反応性物質、重合性物質、安定化固体爆発性物質 |
|  Class 4.2- Substances liable to spontaneous combustion |  自然発火性物質、自己発熱性物質  |
|  Class 4.3- Substances which, in contact with water, emit flammable gases |  水反応可燃性物質 |
| Class 5 - Oxidizing substances and organic peroxides | 酸化性物質類 |
|  Class 5.1- Oxidizing substances |  酸化性物質 |
|  Class 5.2- Organic peroxides |  有機過酸化物 |
| Class 6 -Toxic and infectious substances | 毒物類 |
|  Class 6.1- Toxic substances |  毒物 |
|  Class 6.2- Infectious substances |  病毒を移しやすい物質 |
| Class 7 - Radioactive materials | 放射性物質等 |
| Class 8 - Corrosive substances | 腐食性物質 |
| Class 9 - Miscellaneous dangerous substances & articles | 有害性物質 |

**別添2 分類の定義と危険性評価試験**

* 危険性評価試験方法：国連勧告“Recommendations on the Transport of Dangerous

 Goods-Manual of Tests and Criteria, sixth revised edition.”参照。

* 危険物船舶運送及び貯蔵規則はIMDG code(International Maritime Dangerous Goods Code)に準拠している。
* 航空法：IATA/ICAO規則、IATA Dangerous Goods Regulations

**危険性評価試験項目･試料量**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| クラス | 区分 | 試験項目名 | 最低必要試料量 |
| － | － | 固体―液体判定試験 | １,０００ml |
| クラス１：火薬類 | － | 国連ギャップ試験 | 約２㍑ |
| 1.1～1.4　他 | 立会試験火薬類の危険性区分判定試験75℃熱安定性試験・12m落下試験、・単一包装試験・積み重ね試験・外部火災試験・非密閉包装品試験、等 | 試験の種類ごとに定められた量 |
| クラス２：高圧ガス | 2 | ― |  |
| クラス３：引火性液体類 | 3 | 引火点測定試験初留点測定試験引火点＋初留点一括試験燃焼継続性試験高粘性引火性液体判定試験（溶剤分離試験、引火点測定試験、ISOカップ試験） | ２００ml２００ml３００ml１００ml５００ml |
| クラス４：可燃性物質類 | 4.1-1 | 燃焼速度試験 | ２５０g |
| 4.2 | 自然発火性試験自己発熱性試験（固体）（自然発火性試験を含む）100℃・120℃追加試験（Ⅰ温度） | ２００ml２.０㍑以上２.０㍑以上 |
| 4.3 | 水との反応性試験 | １００g |
| 4.1-2 | [自己反応性物質等危険性区分試験]① 蓄熱貯蔵試験 |  |
| ①-1：500mlデュワー瓶試験1) SADT：自己反応性物質一温度試験（固体・液体）2) SADT温度測定 |  １㍑程度４㍑程度 |
| 3) SAPT：重合性物質一温度試験（固体・液体）　4) SAPT温度測定 | １㍑程度４㍑程度 |
|  |  | ①-2：1,000mlデュワー瓶試験 | ２㍑程度 |
| ② 熱分析試験(SC-DSC) | １０g程度 |
| ③ 分類試験1) BAM50/60鋼管試験2) 時間／圧力試験3) 爆燃試験4) Koenen試験5) オランダ式圧力容器試験6) 米国式圧力容器試験7) MKⅢ弾動臼砲試験 | 約２㍑５０g１,５００ml４００g３００g３００g３００g |
| クラス５：酸化性物質類 | 5.1 | 酸化性物質試験 | 固体 | ４００g |
| 液体 | １００g |
| 5.2 | [有機過酸化物危険性区分試験]（区分4.1-2の試験項目参照） | ― |
| クラス６：毒物類 | 6.1 | 経口毒性試験（ラット）限度試験経口毒性（LD50）試験（ラット）同上：GLP試験経皮毒性試験（ウサギ）限度試験経皮毒性（LD50）試験（ウサギ）同上・GLP試験 | 限度試験及びLD50試験を合わせて１００g以上 |
| クラス７：放射性物質等 | 7 | 線量当量率測定（γ・β）固定されていない放射性物質の密度（表面汚染の測定：α・β） | 現場測定（輸送物） |
| クラス８：腐食性物質 | 8 | 皮膚腐食性試験（ウサギ）・非GLP同上・GLP試験金属腐食性試験（鋼・アルミニウム） | 50g・ ml以上４㍑ 以上 |
| クラス９：有害性物質 | 9 | エアーバッグ／シートベルト等安全装置外部火災試験6(C)立会い試験　（クラス９認定試験） | 輸送物の体積で０.１５m3以上 |
|  |  | トラフ試験（硝酸アンモニウム系肥料） | 体積で15㍑以上 |
| 英文証明書作成 | － | 上記、全試験対応。 | 英文試験申込書及び英文SDSをご提示ください。 |

**＊試験項目はご依頼者様の方で選択ください。**

**＊試験詳細・輸送詳細・容器詳細につきましては関連規則・条文等をご確認ください。**